

さいたま市私道内下水道管移管要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域内で、一定の要件を満たしている私道に敷設されている下水道管を市に移管することに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 私道に敷設されている下水道管で市に移管できるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第3号に掲げる道で幅員が4メートル以上の私道に敷設されているもの

建築基準法第42条第1項第5号に規定する道路位置指定を受けた私道に敷設されているもの

土地登記簿上分筆されており、幅員が1.8メートル以上の私道に敷設されているもの

(要件)

第3条 下水道管の移管をするために必要な要件は、次に掲げるとおりとする。

下水道管の所有者又は使用者が受益者負担金を納めていること。

下水道管の所有者又は使用者が公共下水道の使用料を滞納していないこと。

下水道管を使用する家屋が2戸（アパート等については、1棟を1戸とする。

）以上あること。

(申請)

第4条 下水道管を移管しようとするときは、当該下水道管の所有者又は使用者のうちから代表者を定め、私道内下水道管移管申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

私道の位置図（案内図）

公図の写し

土地の登記事項証明書又は登記事項要約書

下水道管移管承諾書（様式第2号）

下水道管所有者名簿（様式第3号）

土地の所有者の印鑑登録証明書

土地の所有者と下水道管の所有者が異なる場合は、当該下水道管の所有者の印鑑登録証明書

前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(審査、決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、当該申請に係る内容を審査し、移管を受け入れることを決定したときは、私道内下水道管移管決定通知書(様式第4号)により代表者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により、移管を受け入れないことを決定したときは、私道内下水道管移管不可通知書(様式第5号)により代表者に通知するものとする。

(遵守事項)

第6条 下水道管を移管しようとする者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

下水道管の維持管理上支障をきたす行為をしないこと。

移管後において、当該下水道管に係る財産権の主張をしないこと。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、下水道管の移管に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年8月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

私道内下水道管移管申請書

年 月 日

（あて先）さいたま市長

住所

代表者 氏名

電話番号

次のとおり下水道管を市に移管したいので、関係書類を添えて申請します。

移管場所	さいたま市 区 外 番筆 (住居表示ではなく土地の地番を記入してください。)		
添付書類	私道の位置図 公図の写し 土地の登記事項証明書又は登記事項要約書 下水道管移管承諾書 下水道管所有者名簿 印鑑登録証明書（土地所有者及び下水道管所有者のもの） その他		
私 道 の 状 況			
延長	m	幅員	m 使用戸数 戸

様式第2号（第4条関係）

下水道管移管承諾書

次の土地に埋設されている下水道管をさいたま市に移管することを承諾します。
なお、移管後においても、当該土地上に工作物を設置し、公共下水道管の維持管理
上支障をきたす行為はいたしません。また、次の土地を他人に譲渡する場合もこの
内容を承継します。

所在地番 さいたま市 区 番

年 月 日

（あて先）さいたま市長

土地所有者

住 所

氏 名

実印

下水道管所有者（土地所有者と異なる場合）

住 所

氏 名

実印

様式第3号（第4条関係）

下水道管所有者名簿

	住 所	氏 名	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

なお、不足の場合は複写の上使用してください。

様式第4号（第5条関係）

私道内下水道管移管決定通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった私道内下水道管の移管については、
受け入れることを決定しましたので通知します。

決定番号 第 号

注 移管後は遵守事項を守ってください。

問い合わせ先

様式第5号（第5条関係）

私道内下水道管移管不可通知書

第 号
年 月 日

様

さいたま市長 印

年 月 日付けで申請のあった私道内下水道管の移管については、
次の理由により受け入れないことを決定しましたので通知します。

1 受付番号 第 号

- 2 移管不可理由
- ・ 下水道管の管径が小さいため
 - ・ 下水道管が老朽化等により流下機能が正常な状態でないため
 - ・ その他（ ）

3 問い合わせ先